

## 10 相 談

## 行政機関等相談窓口

機 関 名	内 容	電 話 番 号
松本市役所		代表 34-3000
障害福祉課	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等に関する事	(直通) 34-3212 [fax] 36-9119
	障害のある方の各種手当、福祉医療、成年後見制度に関する事	(直通) 34-3036 [fax] 36-9119
生活保護課	生活保護のこと	(直通) 34-3211 [fax] 36-9119
西部福祉課	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等に関する事 障害のある方の各種手当、福祉医療に関する事（資格に関する事） 介護保険、高齢者福祉に関する事 <small>（新村、和田、今井、波田、梓川、安曇、奈川地区にお住まいの方）</small>	(直通) 92-3002 [fax] 92-7112
高齢福祉課 介護福祉担当	介護保険、高齢者福祉に関する事	(直通) 34-3214 [fax] 34-3016
こども福祉課 相談・支援担当	身体障害児、知的障害児、精神障害、難病患者等に関する事	(直通) 33-4767 [fax] 36-9119
こども福祉課 あるびキッズ支援担当	発達及び発達障害に関する事	(直通) 24-1235 [fax] 24-1236
こども福祉課 給付担当	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉医療に関する事	(直通) 33-9855 [fax] 36-9119
保育課 指導担当	障害児保育に関する事	(直通) 33-9857 [fax] 34-3236
健康づくり課	子どもの発達、健康に関する事	(直通) 34-3217 [fax] 39-2523
市民課 年金担当（1番窓口）	国民年金、障害年金に関する事	(直通) 34-3218 [fax] 37-0125
住宅課 住宅担当	市営住宅に関する事	(直通) 34-3246 [fax] 34-3207
市民税課	軽自動車税減免、市県民税課税、税控除に関する事	(直通) 33-4218 [fax] 36-9345
松本市社会福祉協議会 <small>（松本市総合社会福祉センター・南松本）</small>	ボランティア、生活福祉資金、くらしの資金、福祉全般に関する事	(直通) 27-3381 [fax] 27-2239
松本市社会福祉協議会 西部基幹センター・各事業所	西部基幹センター	(代) 91-2030 [fax] 91-2032
	安曇事業所	(代) 94-1132 [fax] 94-1133
	奈川事業所	(代) 79-2001 [fax] 79-2258
	梓川事業所	(代) 76-2300 [fax] 76-2301
	波田事業所	(代) 92-8002 [fax] 92-8006
松本市社会福祉協議会 各地区センター	四賀地区センター	(代) 64-3302 [fax] 64-1130
	北部地区センター <small>（北部福祉複合施設 ふくふくらいす内）</small>	有償ヘルパー、ファミリーサポートに関する事 (代表) 38-7670 [fax] 34-0180
松本保健福祉事務所 <small>（県松本合同庁舎内）</small>	精神障害、難病の保健、医療等に関する事	(代表) 40-1937 [fax] 47-9293
中信県税事務所	自動車税・自動車取得税の減免に関する事	(直通) 40-1905 [fax] 47-7820
松本児童相談所 知的障害者更生相談所	児童福祉、心身障害児に関する事、知的障害者に関する事	(代表) 91-3370 [fax] 92-1550
身体障害者更生相談所 <small>（長野県身体障害者リハビリセンター内）</small>	身体障害に関する事（補装具、施設入所、更生相談、巡回相談など）	(代表) (026)-296-3953 [fax] (026)-295-0716
松本公共職業安定所	障害者の雇用に関する事	(代表) 27-0111 [fax] 27-0041
松本年金事務所 <small>（旧松本社会保険事務所）</small>	社会保険、厚生年金に関する事	(代表) 31-5150 [fax] 31-5183
松本税務署	各種税の申告・控除に関する事	(代表) 32-2790

## 松本圏域障害者相談支援センター

松本地域の障害児者または家族等からの様々な療育・生活上の相談等に応じ、専門員が必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。

センター名称	住所	利用時間	電話番号
ぴあねっと・まつもと	松本市双葉 4-16	月～金 9:00～17:45	(電話) 27-7211 [fax] 29-5020
Wish (ウィッシュ)	松本市双葉 4-8	月～金 9:00～17:00	(電話) 26-1313 [fax] 26-2345
あるぷ	安曇野市穂高 9181	月～金 9:00～17:00	(電話) 31-5844 [fax] 82-8864
ボイス	塩尻市大門六番町 4-6	月～金 9:00～17:00	(電話) 51-5353 [fax] 51-5363

## 松本圏域障害者就業・生活支援センターらいと

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、相談等を行います。

- 相談日時      平日及び第2土曜日午前9時～午後5時
- 連絡先      電話番号 88-5146      fax 88-5147
- 所在地      松本市巾上11-20

## 長野県発達障がい者支援センター

発達障がいやその疑いがあるなどの相談(コミュニケーションや行動面で気になる、保育園や学校・職場で困っているなど)を行います。

- 相談日時 平日午前8時30分～午後5時15分
- 電話番号 026-227-1810
- 所在地 長野市若里7-1-7 社会福祉総合センター内

## 長野県精神保健福祉センター

こころの健康に関する電話相談を行います。

- 相談日時 平日午前8時30分～午後5時15分
- 電話番号 026-227-1810

## 長野県難病相談支援センター

難病に関する相談に応じます。

- 相談日時 平日午前8時30分～午後5時15分
- 連絡方法 電話 34-6587 fax 34-6589  
E-mail nanbyo@shinshu-u.ac.jp
- 所在地 松本市旭2-11-30 長野県松本旭町庁舎2階

## 長野県中信消費生活センター

架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談に消費生活相談員が応じます。

- 相談日時 平日午前8時30分～午後5時
- 利用方法 電話相談、来所による面接相談  
電話番号 40-3660  
fax 40-3701
- 所在地 松本市島立1020 長野県松本合同庁舎4階

## 松本市消費生活センター

架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談に消費生活相談員が応じます。

- 相談日時 平日午前8時30分～午後5時
- 利用方法 電話相談、来所による面接相談  
電話 36-8832 fax 36-6839
- 所在地 松本市丸ノ内3-7 松本市役所 市民相談課内

## 日常生活自立支援事業

認知症、精神障害、知的障害などで判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス等の利用手続き、金銭管理、重要書類の保管等の支援を行います。

- 相談窓口 松本市社会福祉協議会 電話 27-3381  
fax 27-2239

## 成年後見支援センター かけはし

認知症、精神障害、知的障害などで判断する力が不十分となったときのために弁護士、司法書士が成年後見制度に関する専門的な相談に応じます。

- 相談日時 弁護士・司法書士による相談：毎週火曜日（祝祭日除く）  
（弁護士・司法書士が交互に対応）  
午後1時～4時
- 相談方法 弁護士・司法書士による相談は事前予約が必要です。  
\* 相談は無料です。
- 場所 松本市役所 梓川支所内  
〒390-1702 松本市梓川梓2288番地3  
成年後見支援センターかけはし  
電話 88-6699 fax 88-6647
- その他 制度についての内容、家庭裁判所への申し立て等については、障害福祉課、西部福祉課、Wishまでご相談ください。

## 精神保健相談

精神保健に関する相談を精神科医師がお受けします。

- 相談窓口 松本市保健所 保健予防課
- 相談日 (1) 精神保健相談： 第5以外の毎週月曜日 午後  
第1木曜日 午後  
(2) 児童・思春期精神保健相談：第2～第4木曜日 午後  
(3) 依存症相談： 第1木曜日 午前  
※いずれも祝日、年末年始を除きます。
- 利用方法 電話で予約をしてください。  
受付電話 40-0701

## いのちのきずな松本

自殺に関する相談を専門相談員がお受けします。

- 相談窓口      松本市役所東庁舎4階
- 相談時間      平日（開庁日）の午前9時～午後5時15分  
電話相談・来所相談
- 相談電話      34-3600（上記時間のみ）

## 長野いのちの電話（松本）

- 相談内容      自殺予防の電話相談
- 相談窓口      社会福祉法人 長野いのちの電話
- 相談時間      午前11時～午後10時
- 相談電話      0263-29-1414

